

平成25年度 教育委員会 第8回定例会 議案

1 日 時 平成25年7月31日(水) 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第 8 回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	教職員コンプライアンス委員会の開催結果	1
2	監査結果に関する報告	3
3	「教育総合ネットワークシステムにおけるクラウドサービス利用のガイドライン」の策定	5
4	第 8 期静岡県生涯学習審議会答申	1 2
5	引佐地区新構想高等学校（仮称）の施設整備	1 3
6	平成 26 年度静岡県公立高等学校入学者選抜実施要領	1 5
7	平成 26 年度静岡県立高等学校中等部入学者選抜実施要領	1 6
8	危険な業務に従事する職員に対する安全管理状況（追加調査）	1 7
9	静岡県富士水泳場の屋内天井落下事故	1 9
	平成 25 年 8 月の主要行事予定	2 0

教職員コンプライアンス委員会の開催結果

(教育総務課)

- 1 開催日時 平成 25 年 7 月 3 日 (水) 午前 10 時から午後 11 時 50 分
- 2 場 所 県庁西館 7 階 教育委員会会議室
- 3 委員名
静岡大学人文社会科学部法学科教授 日 詰 一 幸 (委員長)
聖隷三方原病院 臨床心理士 岡 田 光 夫
弁護士 橋 本 裕 子
株式会社大丸松坂屋百貨店 業務推進部長 鈴 木 健 一
静岡県公立高等学校 P T A 連絡協議会理事 新 村 吉 隆
静岡県 P T A 連絡協議会母親委員長 山 田 樹 理
- 4 議 事
 - (1) 懲戒処分の件数
 - (2) 通報制度の運用状況
 - (3) 不祥事根絶に向けた取組
 - (4) 体罰根絶に向けた取組
 - ア 体罰に係る実態把握の結果
 - イ 体罰根絶に向けた取組
 - (5) 浜松江之島高校における不祥事根絶の取組
- 5 委員からの主な意見
 - (1) 懲戒処分の件数
刑事処分の重さが行政処分の重さと繋がっていない。懲戒処分の基準について、
刑事処分との関連を再点検すべきである。
 - (2) 通報制度の運用状況
保護者と生徒からの通報の数が増えていないのもっと周知したらどうか。
 - (3) 不祥事根絶の取組
 - ア 体罰にかかる実態把握の結果では、高校の件数が一番多いが、平成 24 年度の
高校における体罰に関する研修の実施状況が小中学校と比べて低い。
 - イ 高校の研修資料の利用が他の校種に比べて低い。
 - (4) 体罰根絶に向けた取組
 - ア 発達障害の子どもがふざけた場合にどのように対応すればいいのか、対応マニ

ュアルや研修が必要である。

イ 発達障害の傾向がある児童がいるにもかかわらず認識することができず、厳しく指導するところがあったのではないかと思われるので、小学校の教員に対してもう少し手厚く指導すべきである。

ウ 教員のサポート体制がもっと充実してくれば、体罰はかなり減ると思う。

エ 体罰の禁止だけでなく、体罰を用いない効果的な指導方法について積極的に教師に伝えることが大切である。体罰を必要悪としてやってきているため、先生方は頭でわかっているにもかかわらず手が出てしまうことがある。1回の研修でなく継続的に研修を行うことが必要である。今回体罰をした先生方に対しては、研修の回数を多くすることや、内容を深くすること。

オ 部活を強くしようとする先生が、部活に対して情熱がなくなってしまうのはどうか。

カ 少人数の30人学級体制となれば、先生が落ち着いて子どもたちと関われる環境が作れるのではないか。複数担任も一つの方法だと思う。

(5) 浜松江之島高校における不祥事根絶の取組

ア 体罰の調査結果をみると、1次調査で出てきたのが10件、その後の2次調査で更に広がった。学校はクローズの世界の中での実態把握しかできていない。発表にあった輪が、学校の教員と生徒だけでなく、保護者に広がり、学校とPTAで協同関係ができれば、不祥事も減っていくと思う。

イ 教員自身も体験し、学校全体で取り組んでいることは大変良いことである。

ウ あすなろのトレーナーがすばらしいスキルを持っているということであるが、どのように活用していくのか。

6 今後の対応

今回いただいた意見等は、今後の取組に反映していく。

7 次回開催予定

平成26年2月頃(予定)

監査結果に関する報告

(教育総務課)

1 監査の結果

平成 25 年 7 月 19 日に、今年度、第 1 回目の監査結果の報告があった。
教育委員会については、4 月から 5 月までに予備監査が行われた所属の内、別記のとおり 12 所属中 4 所属が指示を受け、1 所属に 2 件の指導事項があった。

2 指示事項の概要及び監査結果の伝達

指示事項の内訳は、業務委託の不適切な履行確認など財務に関するものが 3 件と教員による生徒への体罰の発生に関するものであった。
指導事項は、業務委託契約に伴う電気料負担金の徴収誤りなどであった。
監査結果については、内容の重いものを教育総務課長が直接所属長に伝達したほか、書面により当該所属長あて通知した。

3 監査結果の公表

監査結果は、県政の現状や課題等について県民への説明責任を果たすため、7 月 22 日に監査課から記者提供資料として発表された。

4 今後の対応

監査結果に対する措置状況は、本年 10 月 18 日までに監査委員に報告する。

(別記)

指示 4 件

監 査 箇 所 監 査 実 施 日	指摘等 の区分	指 摘 等 事 項	
観音山少年自然の家	指 示	件 名	業務委託の不適切な履行確認
		内 容	平成 24 年度の清掃業務委託で、仕様書に定められている定期的な清掃作業の履行確認がされていなかった。
清水東高等学校	指 示	件 名	建設工事の不適切な契約手続
		内 容	平成 24 年度の講堂ステンレス手摺設置工事の建設工事変更請書に設計図書(図面)が添付されていなかった。

清水西高等学校	指 示	件 名	教員による生徒への体罰行為の発生
		内 容	平成 23 年 9 月ごろ、清水西高等学校の教諭が体育の授業で指導に従わなかった生徒を平手で打ち、鼻から出血させるという体罰を行った。
浜松湖東高等学校	指 示	件 名	業務委託の不適切な契約手続
		内 容	平成 24 年度の外壁全面打診調査業務委託契約書に設計書が添付されていなかった。

指導事項 2 件

件 名	業務委託契約に伴う電気料負担金の徴収誤り
内 容	平成 24 年度の食堂業務委託契約に伴う業者の電気料負担金の計算を誤り、過徴収となっていた。
件 名	電気料支払遅延金の発生
内 容	平成 24 年 8 月分の電気料の支払いを誤り遅延金が発生していた。

「教育総合ネットワークシステムにおけるクラウドサービス利用のガイドライン」の策定

(教育政策課)

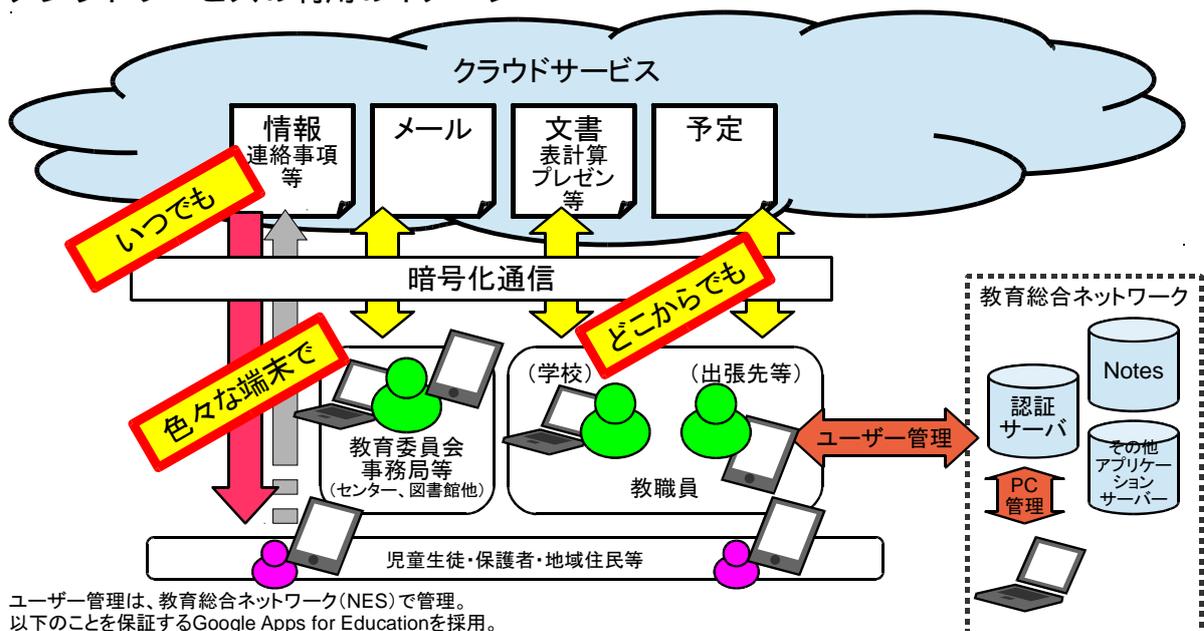
1 経緯

- (1) 教育総合ネットワークシステムにおける電子メール、電子掲示板等の利用方法について、静岡県教育委員会ネットワークシステム事務処理要領(平成23年10月1日実施、平成24年3月27日改正)により規定された。
- (2) 静岡県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」における「頼もしい教職員」育成の実現に向け、「静岡県教職員研修指針」に基づく、クラウドサービスを活用したeラーニング研修が、平成24年度の試行を経て、平成25年度に本格実施される。(Google Apps)
- (3) 「静岡県教育情報化推進基本計画」等に基づき、通信技術の進展に的確に対応したICT環境の構築を目的として、タブレット型情報端末の各課室等への配備並びに無線LAN及びクラウドサービスの活用により、教育委員会定例会などの各種会議での実証研究が、平成24年度より実施された。(Google Apps)
- (4) 「静岡県教育情報化推進基本計画」等に基づき、地域や家庭等の県民に、教育政策課のさまざまな活動を積極的に発信し、透明性の高い教育行政の確立を図るとともに、活動に対する意見を幅広く聴取し、教育行政の多くの理解者を作ることとして、Facebookを活用した情報発信の効果検証が、平成25年度より実施される。

2 目的

教育総合ネットワークシステムにおいてクラウドサービスを安心・安全に利用するため、静岡県及び静岡県立学校情報セキュリティポリシー等を補うことを目的としてガイドラインを定める。

3 クラウドサービスの利用のイメージ



- ユーザー管理は、教育総合ネットワーク(NES)で管理。
- 以下のことを保証するGoogle Apps for Educationを採用。
 - ・ インターネット上で安全に通信できる暗号化通信方法を採用しているので、通信途中での傍受は困難。
 - ・ 世界で最も厳しいセキュリティ監査基準「ISAE3402Typell」や、情報セキュリティ規格「ISO27001」を取得している。
 - ・ 複数の場所に分散し、暗号化して保管してあるので、データの盗難は困難。
 - ・ Googleのプライバシーポリシーにより、Googleや第三者がデータにアクセスすることは規制されている。

4 クラウドサービスの導入効果

(1) 出張先

- ア 準備し忘れた資料や教材を、Google Driveから引き出すことができる。
- イ USBメモリ等メディアの紛失やウィルス感染の不安がない。

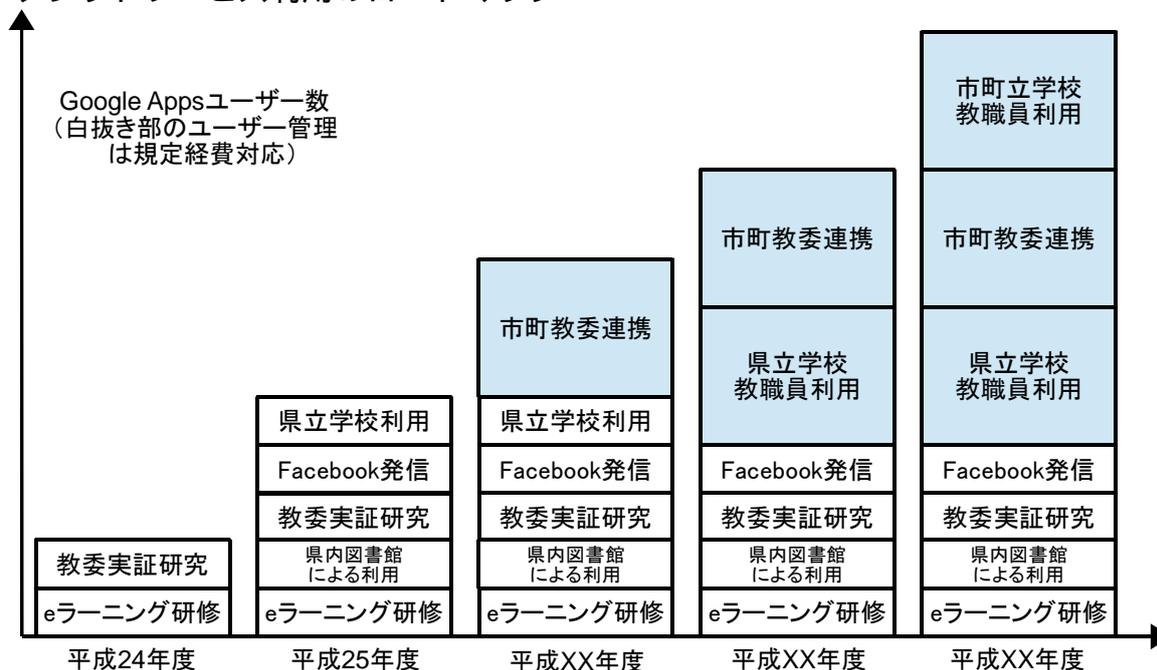
(2) 資料の共有

- ア NESパソコンで作成した資料をGoogle Driveに保管し、生徒用VLANに接続されたタブレット端末やパソコンで利用できる。
- イ メール等で送れない大容量の資料を、Google Driveで関係者と共有できる。
- ウ 大規模災害等による情報喪失の不安がない。

(3) 情報収集

- ア Google Driveの機能で、アンケートを実施、集計できる。
- イ 出張先や、生徒用VLANに接続されたタブレット端末やパソコンでも回答できる。

5 クラウドサービス利用のロードマップ



6 内容

- (1) 対象者 県教育委員会職員等
- (2) 期間 施行日より
- (3) ガイドライン 別紙案のとおり

7 今後の対応

- (1) ガイドライン「4 情報の取扱制限」の(2)の別に定める規定について、関係規定との整合を含め検討中。当面の間は、静岡県及び静岡県立学校情報セキュリティポリシー等の規定を遵守する。
- (2) 平成25年度からの一部県立学校利用については、各校からの利用申請により試行する。申請に基づき、学校で共有して利用する数本程度のユーザー認証情報(ID等)を発行する。
- (3) ユーザー管理について、より高度なセキュリティ対策を施すため、教育総合ネットワークシステムにおけるユーザー管理との統合認証機能を実装する方法を検討中。
- (4) 市町立学校教職員のユーザー管理の方法について検討中。

教育総合ネットワークシステムにおけるクラウドサービス利用に関するガイドライン

1 目的

静岡県教育委員会は、教育総合ネットワークシステム（以下「NES」という。）においてクラウドサービスを安心・安全に利用するため、静岡県及び静岡県立学校情報セキュリティポリシー等を補うことを目的としてガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）を定める。

2 定義

本ガイドラインにおいて「クラウドサービス」を、静岡県情報セキュリティポリシーに基づきNESのネットワーク管理者が別に定めるものとする。

3 適用範囲

本ガイドラインは、静岡県教育委員会職員（以下「職員」という。）がクラウドサービスを利用する場合に適用される。

4 情報の取扱制限

- (1) クラウドサービスにおいて取り扱うことができる情報は、原則として秘匿の必要がないものとする。
- (2) クラウドサービスにおいて公務上やむを得ず秘匿の必要のある情報を取り扱う場合は、NESのネットワーク管理者が別に定める規定を遵守しなければならない。

5 クラウドサービスを利用する場合の留意事項

職員は、クラウドサービスの利用に当たり、次に掲げる事項に従うものとする。

- (1) 職員としての自覚と責任を持って利用すること。
- (2) 地方公務員法をはじめとする関係法令、規則及び要領等を遵守すること。
- (3) 静岡県及び静岡県立学校情報セキュリティポリシー並びに自所属の情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (4) 利用するクラウドサービスの利用規約等の規定を遵守すること。
- (5) 次に掲げる内容の情報は、いかなる場合においても取り扱ってはならない。
 - ア 業務上知り得た秘密に関する内容、個人情報の保護に反する内容
 - イ 特定の個人、企業、団体、国、地域を誹謗中傷する内容
 - ウ 基本的人権、プライバシー権、著作権等第三者の権利を侵害する内容
 - エ 法令に反する内容、犯罪行為を目的とする内容、犯罪行為を誘発させる内容
 - オ わいせつ、暴力的な表現など公序良俗に反する内容
 - カ 政治活動、選挙活動、宗教活動を目的とする内容
 - キ 営利を目的とする内容
 - ク NES及びクラウドサービスの機能の破壊又は運用の支障となるおそれのある内容
 - ケ その他公務として不適切な内容

6 準用の義務

次に掲げる職員以外の個人又は団体がクラウドサービスを利用する場合には、本ガイドラインの規定を準用し、適切な利用に努めなければならない。

- (1) 静岡県立学校に在籍する幼児・児童・生徒及びその保護者等
- (2) 静岡県教育委員会の事業等によりクラウドサービスを利用する市町及び教育関係者等

附 則

本ガイドラインは、平成 25 年 6 月 21 日から施行する。

教育総合ネットワークシステムにおけるクラウドサービス利用に関するガイドライン【解説】

1 目的

静岡県教育委員会は、教育総合ネットワークシステム（以下「NES」という。）においてクラウドサービスを安心・安全に利用するため、静岡県及び静岡県立学校情報セキュリティポリシー等を補うことを目的としてガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）を定める。

2 定義

本ガイドラインにおいて「クラウドサービス」を、静岡県情報セキュリティポリシーに基づきNESのネットワーク管理者が別に定めるものとする。

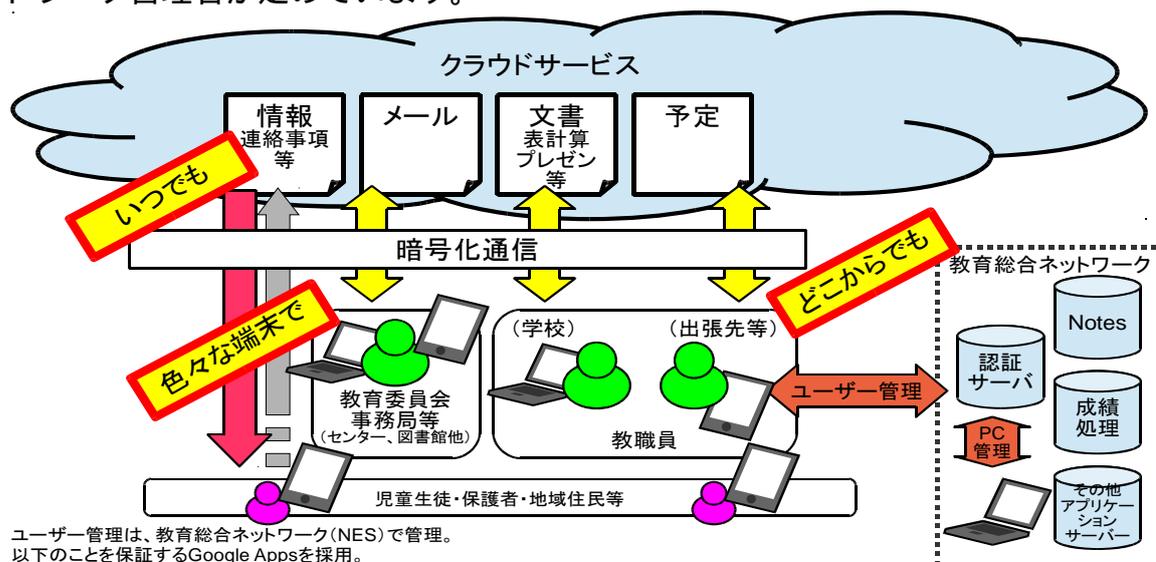
【クラウドサービス】

クラウドサービスとは、民間事業者のデータセンターにあるコンピュータ資源に利用者がユーザー認証情報及びパスワードを用いてインターネット経由でアクセスし、提供されるデータ保管、メール等のサービスのことをいいます。

クラウドサービスを利用することで、教職員等の教育活動に関する情報共有と負担を軽減するとともに、情報のバックアップや災害時における事業継続、学校内だけでなく、学校外となる出張先等でも利用することができることから、USBメモリ等の記録媒体の紛失や盗難の防止などの効果についても、大きく期待されます。

本ガイドラインでは、NESでのクラウドサービスの利用に当たり、静岡県及び静岡県立学校情報セキュリティポリシーに準拠しなければならない事項や、クラウドサービスの特性に合わせて安心・安全に利用するために必要な事項を示しています。

なお、NESにおいて利用するクラウドサービスは、静岡県及び静岡県立学校情報セキュリティポリシーに準拠していることのほか、NESにおいてユーザー認証情報を管理できることなどを総合的に判断して静岡県情報セキュリティポリシーに基づきNESのネットワーク管理者が定めています。



- ユーザー管理は、教育総合ネットワーク(NES)で管理。
- 以下のことを保証するGoogle Appsを採用。
 - ・ インターネット上で安全に通信できる暗号化通信方法を採用しているので、通信途中での傍受は困難。
 - ・ 世界で最も厳しいセキュリティ監査基準「ISAE3402TypeⅡ」や、情報セキュリティ規格「ISO27001」を取得している。
 - ・ 複数の場所に分散し、暗号化して保管してあるので、データの盗難は困難。
 - ・ Googleのプライバシーポリシーにより、Googleや第三者がデータにアクセスすることは規制されている。

3 適用範囲

本ガイドラインは、静岡県教育委員会職員（以下「職員」という。）がクラウドサービスを利用する場合に適用される。

【本ガイドラインの適用範囲】

職員がクラウドサービスで使用するユーザー認証情報等は、NESで管理しています。このことから、職員がNESで管理するユーザー情報を使用して学校内でNESパソコンやそれ以外のパソコンによりクラウドサービスを利用する場合のほか、出張先等の学校外で利用する場合においても、本ガイドラインは適用されます。

4 情報の取扱制限

- (1) クラウドサービスにおいて取り扱うことができる情報は、原則として秘匿の必要がないものとする。
- (2) クラウドサービスにおいて公務上やむを得ず秘匿の必要のある情報を取り扱う場合は、NESのネットワーク管理者が別に定める規定を遵守しなければならない。

【情報の取扱制限】

クラウドサービスで取り扱うことができる情報は、静岡県及び静岡県立学校情報セキュリティポリシーに従い、原則として秘匿の必要がない情報となります。

公務上やむを得ず秘匿の必要のある情報を取り扱う場合は、静岡県及び静岡県立学校情報セキュリティポリシーにおける「情報資産及び装置の持ち出し」の項を準用し、自所属の情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者の許可を得ることが必要です。さらに、取り扱う期間の限定など、NESのネットワーク管理者が別に定めるクラウドサービスの特性を考慮した規定を遵守しなければなりません。

5 クラウドサービスを利用する場合の留意事項

職員は、クラウドサービスの利用に当たり、次に掲げる事項に従うものとする。

- (1) 職員としての自覚と責任を持って利用すること。
- (2) 地方公務員法をはじめとする関係法令、規則及び要領等を遵守すること。
- (3) 静岡県及び静岡県立学校情報セキュリティポリシー並びに自所属の情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (4) 利用するクラウドサービスの利用規約等の規定を遵守すること。
- (5) 次に掲げる内容の情報は、いかなる場合においても取り扱ってはならない。
 - ア 業務上知り得た秘密に関する内容、個人情報の保護に反する内容
 - イ 特定の個人、企業、団体、国、地域を誹謗中傷する内容
 - ウ 基本的人権、プライバシー権、著作権等第三者の権利を侵害する内容
 - エ 法令に反する内容、犯罪行為を目的とする内容、犯罪行為を誘発させる内容
 - オ わいせつ、暴力的な表現など公序良俗に反する内容
 - カ 政治活動、選挙活動、宗教活動を目的とする内容
 - キ 営利を目的とする内容
 - ク NES及びクラウドサービスの機能の破壊又は運用の支障となるおそれのある内容
 - ケ その他公務として不適切な内容

クラウドサービスでは、インターネットを利用して、保管されている情報の利用や他の職員との共有、メールの送受信など、様々なことが可能となります。そのため、クラウドサービスの利用に当たっては、職員としての自覚と責任を持って利用し、関係法令、

規則及び要領等、静岡県及び静岡県立学校情報セキュリティポリシー並びに自所属の情報セキュリティポリシーを遵守することが求められます。

さらに、利用するクラウドサービスの利用規約等の規定を遵守することも必要です。

【いかなる場合においても取り扱うことが許されない情報】

次に掲げる内容の情報は、公務上取り扱うことが必要な情報ではなく、場合によっては問題を引き起こす情報でもあるため、いかなる場合においても取り扱うことが許されません。

- (1) 業務上知り得た秘密に関する内容、個人情報の保護に反する内容
- (2) 特定の個人、企業、団体、国、地域を誹謗中傷する内容
- (3) 基本的人権、プライバシー権、著作権等第三者の権利を侵害する内容
- (4) 法令に反する内容、犯罪行為を目的とする内容、犯罪行為を誘発させる内容
- (5) わいせつ、暴力的な表現など公序良俗に反する内容
- (6) 政治活動、選挙活動、宗教活動を目的とする内容
- (7) 営利を目的とする内容
- (8) 教育総合ネットワークシステム及びクラウドサービスの機能の破壊又は運用に支障を来たすおそれのある内容
- (9) その他公務として不適切な内容

【ユーザー認証情報及びパスワードの取扱い】

クラウドサービスのユーザー認証情報及びパスワードについては、これらが流出することのないように、次の行為をしてはいけません。

- (1) 個々のユーザー認証情報の職員以外の人（以下「他者」という。）への貸出
- (2) 共用コンピュータにおける、パスワード保存機能の利用
- (3) パスワードを記録したメモ等の、他者が発見できる場所への保管
- (4) その他、他者にユーザー認証情報及びパスワードが流出する行為

【クラウドサービスで保管された情報のバックアップ】

クラウドサービスで保管された情報は、クラウドサービス事業者によりバックアップが施されることから破損・消失のおそれは少ないです。ただし、万が一の不具合等に備え、職員は、各々で情報のバックアップを取るよう心掛けてください。

6 準用の義務

次に掲げる職員以外の個人又は団体がクラウドサービスを利用する場合には、本ガイドラインの規定を準用し、適切な利用に努めなければならない。

- (1) 静岡県立学校に在籍する幼児・児童・生徒及びその保護者等
- (2) 静岡県教育委員会の事業等によりクラウドサービスを利用する市町及び教育関係者等

【準用の義務】

職員以外の幼児・児童・生徒及びその保護者等が、学校が用意したアンケートにクラウドサービスを利用して回答するなどの場合や、静岡県教育委員会の事業等により、市町及び教育関係者等がクラウドサービスを利用する場合があります。これらの場合においては、本ガイドラインの規定を準用し、適切な利用に努めるよう求めることが必要となります。

第 8 期静岡県生涯学習審議会答申

(教育政策課)

1 趣旨

第 8 期静岡県生涯学習審議会では、「『有徳の人』づくりを目指して これからの生涯学習社会に求められる施策の方向性」の諮問を受け、平成 24 年 6 月から全 5 回の審議を行い、その成果を答申として取りまとめた。

2 答申(別冊)の概要

(1) 表題

「有徳の人」を育む生涯学習社会

- これからの静岡県における教育施策の方向性について -

(2) 手交

平成 25 年 7 月 10 日(水)

上條秀元会長(前常葉学園大学教授)から知事及び静岡県教育委員会委員長へ答申を手交

(3) 概要

「これからの生涯学習社会において新たに必要なこと」と「これからの生涯学習社会づくりに向けて充実させること」の 2 つの柱を設け、16 の施策の方向性に関する提言を示している。

「新たに必要なこと」には、時代の潮流を踏まえた新たな取組を求める提言を行っている。

「充実させること」には、教育の普遍的な目的や今日的な教育課題を見据えた取組を求める具体的な提言を行っている。

その他に、新たな視点や方向も提示している。

- ・一人一人のアイデンティティの確立と自尊感情を育むことの重要性
- ・学習成果の活用と結び付いた、人々の学習のスパイラル(らせん状の発展)の促進
- ・本県ならではのコミュニティ・スクールの在り方の検討 等

3 今後の予定

(1) 各学校や市町教育委員会等の関係諸機関へ答申書を配布し、「(仮)第 2 期静岡県教育振興基本計画」作成に係る意見照会の際の参考資料とする。

(2) 答申にある具体的な提言を、「(仮)第 2 期静岡県教育振興基本計画」や「平成 26 年度教育行政の基本方針」に反映させる。

(3) 答申では、市町教育委員会との連携や、各市町における教育委員会と首長部局との連携への働き掛け等も求められていることから、市町教育委員会事務局訪問において趣旨を伝え、理解と協力を求める。

引佐地区新構想高等学校(仮称)の施設整備

(財務課)

平成 27 年 4 月開校を目指し設計を進めていた引佐地区新構想高等学校(仮称)の施設の概要が固まったので報告する。

1 整備概要(引佐高校、気賀高校及び三ヶ日高校の再編整備)

区 分	内 容
設置場所	浜松市北区引佐町金指(現引佐高校敷地)
敷地面積	59,539 m ²
学校規模	1 学年 8 学級 320 人 計 24 学級 960 人
設置課程・学科 (予定)	学年制による全日制の課程 普通科 4 学級 産業マネジメント科(仮称) 4 学級
施設概要	【新築】校舎棟(鉄骨造 4 階建 9,818 m ²)、機械実習棟、多目的体育館、プールほか 計 13,187 m ² 【改修】産業実習棟、体育館、格技場ほか 計 6,148 m ²

2 概算事業費

(単位:百万円)

区 分	事業費	備 考
設計等	294	設計委託、監理委託、地質調査
建設費	3,256	建設、改修工事費等
仮設校舎	323	仮設校舎リース
その他	456	荷物運搬、設備費、樹木移植等
計	4,329	

3 整備スケジュール

区 分	内 容
平成 24 年 2 月 ~ 25 年 7 月	設計
平成 25 年 3 月 ~ 25 年 10 月	解体工事等
平成 25 年 10 月 ~ 27 年 3 月	新築工事、既存建物改修工事等
平成 27 年 4 月	開校

(件名)

平成 26 年度静岡県公立高等学校入学者選抜実施要領

(学校教育課)

(趣旨)

平成 26 年度静岡県公立高等学校入学者選抜を実施するに当たり、別添のとおり実施要領を定めた。日程等は以下のとおりである。

1 日程

課 程	実 施 内 容		期間及び実施日
全日制の課程 及び 定時制の課程	一般選抜 及び 特別選抜	願書受付	2月18日(火)～ 2月20日(木)
		志願変更受付	2月26日(水)～ 2月27日(木)
		学力検査等(全日制)	3月5日(水)
		学力検査・面接等(定時制)	
		面接・実技検査等(全日制)	3月6日(木)
		追検査受検願受付	
		追検査	3月11日(火)
	合格者発表	3月14日(金)	
	再募集	願書受付	3月18日(火)～ 3月19日(水)
		面接等	3月24日(月)
合格者発表		3月26日(水)	
単位制による 定時制の課程	一般選抜 (春季選抜)	一般選抜に準じて実施する。	
	秋季選抜	願書受付	8月11日(月)～ 8月13日(水)
		基礎力検査及び自由表現等	8月19日(火)、 8月20日(水)
		追検査	8月22日(金)
		合格者発表	8月27日(水)
単位制による 通信制の課程	願書受付	3月19日(水)～ 3月31日(月)	

2 主な変更点

(1) 特別選抜実施校

ア 海外帰国生徒選抜

県立清流館高等学校(普通科)

イ 長期欠席生徒選抜

県立天竜高等学校春野校舎(普通科)

(2) 学校裁量枠設定校

県立富士高等学校(理数科)及び県立川根高等学校(普通科)が新たに設定する。

平成 26 年度静岡県立高等学校中等部入学者選抜実施要領

(学校教育課)

(趣旨)

平成 26 年度静岡県立高等学校中等部入学者選抜を実施するに当たり、別添のとおり実施要領を定めた。日程等は以下のとおりである。

1 日程

実 施 内 容		期 間 及 び 実 施 日
入学願書等の受付		平成 25 年 12 月 12 日 (木) ～ 12 月 17 日 (火)
検査の実施等	総合適性検査及び作文	平成 26 年 1 月 11 日 (土)
	面接	平成 26 年 1 月 12 日 (日)
選抜結果の通知 (小学校長及び受検者本人あてに通知する。)		平成 26 年 1 月 22 日 (水)
入学意思確認期間		平成 26 年 1 月 22 日 (水) ～ 1 月 28 日 (火)
入学予定者の補充		平成 26 年 1 月 29 日 (水) ～ 1 月 31 日 (金)

2 主な変更点

これまで「静岡県立中学校」と表記していたが、名称をより分かりやすくするために「静岡県立高等学校中等部」と表記した。

(件 名)

危険な業務に従事する職員に対する安全管理状況 (追加調査)

教育総務課・学校人事課

1 調査の概要

(1) 内容

人事委員会の現地調査により、特別教育が必要なものが 6/18 に判明したので改めて調査した。

特別教育の必要な業務	特別教育の必要な業務内容	教育
電気取扱業務	高圧若しくは特別高圧の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務、低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する <u>低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務</u> (安衛則第 36 条第 4 号)	電気取扱業務に係る特別教育 (規程第 5 条、第 6 条)

(2) 時期

平成 25 年 6 月

(3) 対象機関

ア 教育機関等：9 事業所

イ 県立学校 (分校、分教室を含む。)：高校 94 校、特別支援学校 39 校

2 調査結果

特別教育未実施校：低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務

学校名	状 況
沼津工業高等学校	平成 25 年 7 月 18 日に特別教育を受講した。
浜松工業高等学校	平成 25 年 7 月 19 日に特別教育を受講した。

3 人事委員会から教育委員会あて通知

(1) 通知の概要

平成 25 年 7 月 1 日付け「労働安全衛生法の遵守について(通知)」により、労働災害に対する知識と意識の徹底、労働災害を未然に防止する取組の推進、定期的な調査等の実施など通知があった。

(2) 通知を受けての教育委員会の取組等

ア 法令遵守の徹底依頼 (校長協会理事会)

イ 講習会の実施

(対象：教育委員会事務局、教育機関、県立学校の資格等を総括する者)

ウ 再調査の実施 (イの講習会実施後)



人委職第 37 号
平成 25 年 7 月 1 日

静岡県教育委員会 様

静岡県人事委員会
委員 池谷 享



労働安全衛生法の遵守について (通知)

貴委員会におかれましては、労働安全衛生法の事業者として、学校等における教職員の安全と健康の確保とともに、快適な職場環境の形成の促進に努めていただいているところであります。

そのような中、貴委員会が平成 24 年度に実施した調査において危険業務に従事できる資格を持つ教職員がいない学校等の存在が判明し、また、今年度に入って行われた特別調査においても新たな課題が明らかとなるなど、幸いにも労働災害に至っていないものの状況は深刻と受け止めています。

については、同法に定める安全衛生管理体制を再確認し、教職員への労働災害に対する知識と意識の徹底など、労働災害を未然に防止する実効性のある取組を進めるとともに、毎年度、定期的な調査・指導を実施するなど、今後とも教職員の安全と健康の確保に努められたい。

担 当 静岡県人事委員会事務局
職員課審査班

電話番号 054-221-2359

(件名)

静岡県富士水泳場の屋内天井材落下事故

(スポーツ振興課)

(要旨)

平成 25 年 7 月 22 日 (月)、静岡県富士水泳場の屋内天井材の事故状況等の調査結果について、施工業者である飛島・石井・中村共同企業体から報告があった。

(報告概要)

項 目	内 容
調 査 範 囲	プール屋内天井材部分の全体の 3 分の 1 程度
調 査 結 果	9 箇所、延べ約 120m ² に 10mm ~ 500mm のたわみを確認
施工業者が考える原因検証	<ul style="list-style-type: none">・野縁と野縁受けをつなぐクリップが外れ、外れたクリップの周りのクリップに負担が掛かり、連鎖的にクリップが外れ、野縁とボードが一体となって落下したと思われる。・今回落下した天井に隣接したスパンの天井裏を調査した結果、多数クリップが外れ、脱落しているのが発見された。これほどのクリップの外れ、脱落は、地震力のような大きな外力が加わったものと思われる。・地震の時には何とか持ちこたえたものが、その後の地震、温冷繰返しによる建物の動き、空調の入り切りの負荷等で範囲が広がり、最終的に持ちこたえられなくなり落下したものと思われる。

(今後の対応)

1 事故状況の調査

国土交通省建築指導課に依頼

調査日：7 月 26 日 (金)

調査者：国土交通省国土技術政策総合研究所

2 天井材の撤去

二次被害発生の恐れがあるため、危険箇所の撤去に着手

3 復旧工事

上記を踏まえ、復旧の方法・時期について検討

富士水泳場で予定されていた主要な大会の代替

開催日	大 会 名	代替施設
7/28	静岡県ジュニア選手権	浜松市総合水泳場
7/30、31	静岡県中学校総合体育大会 (7/26、27)	浜松市総合水泳場
8/10、11	日本選手権水泳競技大会	(県外)
8/18	静岡県小学生水泳競技大会	静岡県立水泳場
8/21 ~ 23	全国中学校体育大会 (水泳競技)	静岡県立水泳場
8/25	静岡県高等学校新人体育大会東部地区予選	静岡県立水泳場

報告事項

平成 25 年 7 月 31 日

(件名)

平成 25 年 8 月の主要行事予定

(教育総務課)

日 時	行 事 名	会 場 等
8 / 8 (木) 14:00 ~	教育委員会定例会 (8 月第 1 回)	県庁西館 7 階教育委員会議室
8 / 29 (木) 終日	教育委員会定例会 (8 月第 2 回)	県庁西館 7 階教育委員会議室

全委員 委員長のみ 該当委員のみ

< 県議会の日程 > 6 月議会

開 会 : 6 月 28 日 (金)

質 問 : 7 月 22 日 (月) ・ 23 日 (火) ・ 25 日 (木) ・ 26 日 (金)

委員会 : 7 月 29 日 (月) ・ 30 日 (火)

閉 会 : 8 月 2 日 (金)

【 会期 36 日間 】